

別紙

地 拵 特 記 仕 様 書

作 業 種	作 業 仕 様	適 用 林 小 班 等
全刈地拵	植幅 5.0 m程度 置幅 2.0 m程度	257い1 257に2 257へ 296は1 296は2

(注) 寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

【特記事項】

- 1 林地内の枝条は可能な限り、作業道や水の溜まりやすい窪地等、苗木の活着が見込めない箇所に配置・筋置きすることとし、現場での判断が困難な場合には、監督職員の指示または協議に基づき作業を行うこと。
- 2 本事業においてグラップル等の車両系木材伐出機械を使用する際には、安全対策を十分に行って作業すること。
- 3 本事業の作業工期等について調査を行う場合、時間観測等の調査に協力すること。

別紙

地拵（刈払のみ）特記仕様書

本事業における地拵作業は、改植作業及び獣害防護柵設置作業を行う上で支障となる雑草、笹、雑灌木等の刈払いを行うものであり、作業内容等については「IV 関東森林管理局仕様書」の「6 下刈（全刈）」を準用する。

なお、一部健全に生育している植栽木があることから、その植栽木については保存をすることとし、それ以外の生育不良木については刈払いをすること。保存する植栽木については、監督職員が指示を行うものとする。

植付特記仕様書

(1) 「スギ及びヒノキ特定苗木の安定生産・調達に関する協定」の苗木の使用について

- ① 本事業の一部においては、「スギ及びヒノキ特定苗木の安定生産・調達に関する協定」の苗木を使用するので、協定者より苗木を購入すること。
- ② 協定苗の植栽時期は、令和7年度秋期（概ね10月から11月）とし、天変地異その他やむを得ない事由がある場合を除き、これ以降の時期に持ち越すことはできない。
- ③ 請負者は協定者と納入時期、場所等について連絡・調整を図ることとし、請負契約の円滑な遂行に努めること。
- ④ 苗木の納入方法等は、協定内容の定めに従うこととするが、天変地異その他やむを得ない事由がある場合は、発注者と変更の協議をすることができる。

(2) 苗木の仕様

樹種	長さ	根元径	備考
ヒノキ特定苗木 (生産協定)	30cm～	3.5mm～	3,400本 コンテナ容量150cc～
スギ	30cm～	3.5mm～	3,260本 コンテナ容量300または150cc
ヒノキ	30cm～	3.5mm～	63,090本 コンテナ容量300または150cc
広葉樹	25cm～		ケヤキ 1,680本
備考	形状比（苗長／根本径）は100未満を目安とし、これを超える場合は、根鉢や枝葉の発育状況により良好な苗木であることが確認できることを前提に監督職員と協議すること。		

(注) 定められた配布区域内とするが、産地は指定しない。

(3) ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数(本)	苗木の植付間隔（水平距離）		適用林小班
		列間	苗間	
ヒノキ スギ	2,400本	2.0m	2.0m	38ろ1 38は 42は7 42に1 202れ1 202そ1

				25 い 1 257 に 2 257 へ 296 は 1 296 は 2
広葉樹	3, 000本	1. 8 m	1. 8 m	257 い 1
スギ	2, 000本	2. 2 m	2. 2 m	200 ほ 2 (改植箇所)

(注) 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

下刈特記仕様書

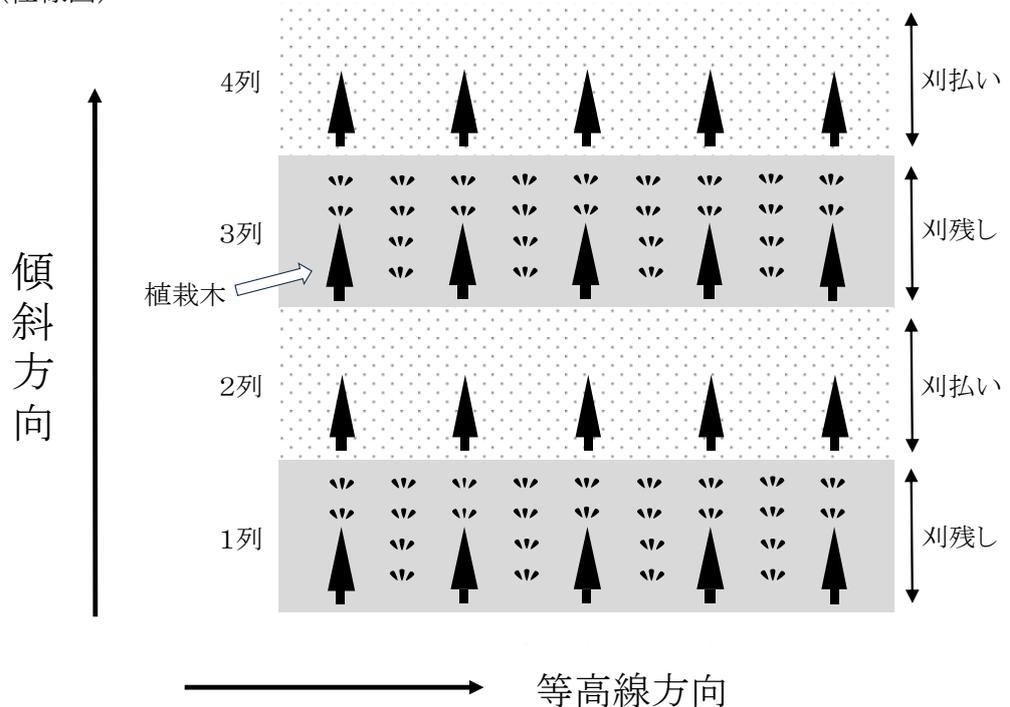
作業種	作業仕様	適用林小班
下刈（筋刈）	刈幅 2.0 m	262い10林小班 263い4林小班 (別添：位置図のとおり)
	残幅 2.0 m	
	苗木との位置関係等は下記仕様図のとおり。	

(注) 寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

筋刈仕様図（交互刈）

交互刈 苗木と苗木に挟まれた部分を交互に刈り払う。

(仕様図)



(説明)

※刈払いの開始列については監督職員の指示による。

傾斜方向に隣接した植栽木との間は刈払いを行わない。（1列）
 さらに上に隣接した植栽木との間を等高線方向に刈払う。（2列）
 そのさらに上に隣接した植栽木との間を刈払わない。（3列）
 またさらに上の隣接した植栽木との間は刈払う。（4列）

別紙

**獣害防護柵(硬質ステンレス入りネット)設置
特記仕様書**

1. 作設標準図

別紙のとおり

2. 材料表(3385m×1.20)

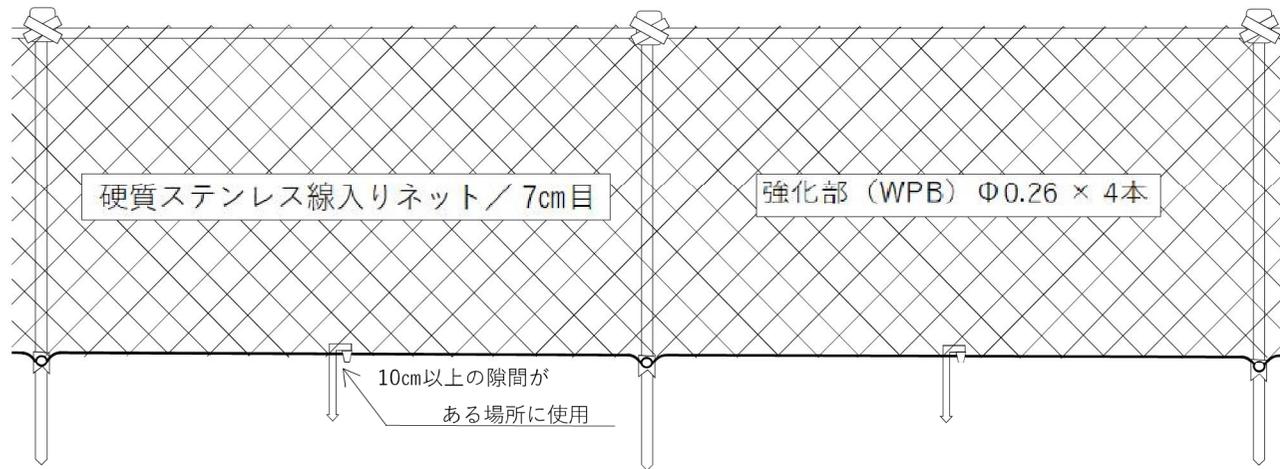
品名	仕様、品質・規格	数量	単位	重量(kg)	備考
獣害防護ネット	7cm目/1.8m+0.3m×50m/(上部)ポリエチレン(黒)400d×40本/ (強化部)硬質ステンレス線SUS304(WPB)Φ0.26×4本、ポリエチレン (青)400d×40本、/(裾部)硬質ステンレス線SUS304(WPB)Φ0.19× 4本、ポリエチレン(緑)400d×40本	86	反	1,118.00	たわみ等による増 加分を考慮した数 量としている。
張りロープ	PE製(強化糸入り)Φ8mm×55m				
押さえロープ	導きヒモ				
裾押さえロープ	PE製Φ4mm×55m				
支柱	FRP製支柱・ABS被覆/φ38mm×2.4m	1,382	本	1,658.40	
キャップ	ABS製/Φ33mm~38mm用	1,382	個	69.10	
控え用ロープ	PE製(強化糸入り)/Φ6mm×55m	21	巻	21.00	
アンカーピン	鉄製/44cm(ネット67本・控え7本)	3,006	個	901.80	
フック	Φ38mm用/ABS製	1,382	個	82.92	
ワイヤー	ワイヤーロープ/Φ2mm×52m/WPB7×7	86	巻	86.00	
留め	ステンレスカット線/#19・0.25m/330本束	9	束	4.50	
計				3,941.72	

3. その他材料表

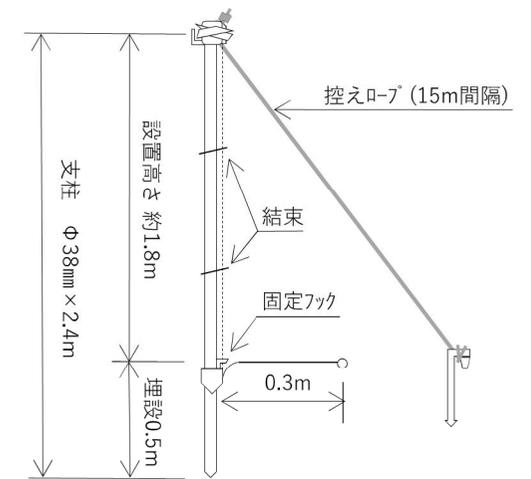
品名	仕様、品質・規格	数量	単位	重量(kg)	備考
門扉用支柱	FRP製支柱・ABS被覆/φ38mm×2.4m	24	本	26.40	
計				26.40	

[設置展開図] ワイヤロープ工法

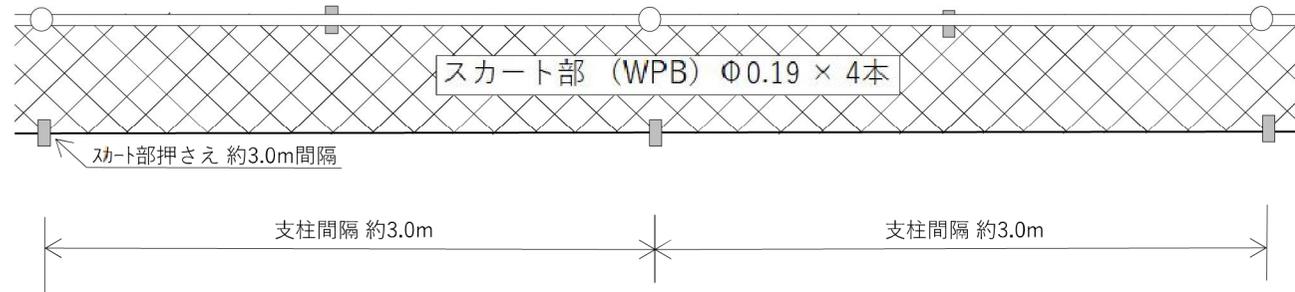
正面図



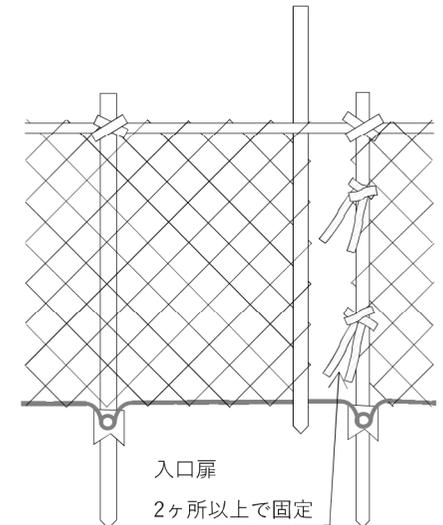
側面図



真上図



開口部 (例)



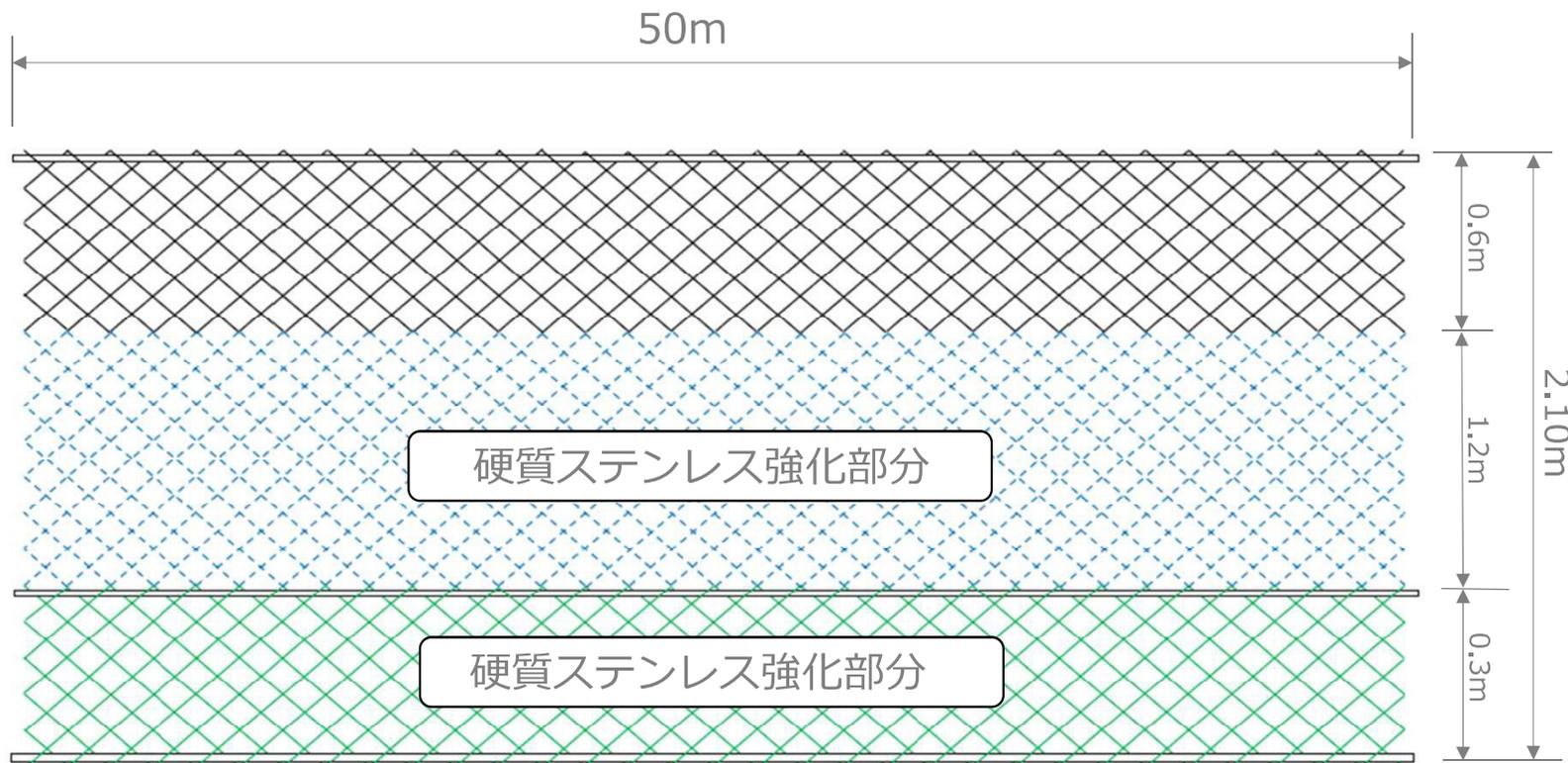
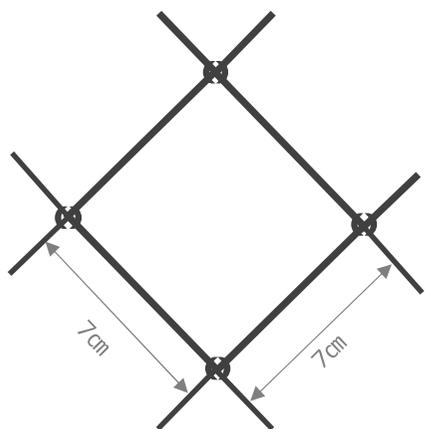
品名	仕様・規格	製品単体重量	100m当たり
ネット	硬質ステンレス線(WPB)入り 1.8m+0.3m×50m (7cm目) / 地際より1.2mまで強化 上部0.6m(黒)下部1.2m(青)裾部0.3m(緑) / 強化部 Φ0.26×4本・裾部Φ0.19×4本 ①張り用PEロープ Φ8mm / ②導きヒモ / ③スカート用PEロープ Φ4mm・各55m	13.0kg/反	2.1反
キャップ	ジョイント式キャップ / ABS製 / Φ38mm用	0.05kg/個	34個
支柱	FRP支柱 / Φ38mm×2.4m / FRP製・ABS被覆	1.20kg/本	34本
杭	アンカーピン / 44cm / 鉄製 (ネット部67本 / 控え部7本)	0.30kg/本	74本
留め具	ステンレス カット線 / 250mm / #19 / 330本束	0.50kg/束	0.21束
フック	固定フック / ABS製 / ワイヤロープΦ2mm線用	0.06 kg/個	34個
ワイヤロープ	ワイヤロープ / ステンレス製 / 7×7 / Φ2mm×52m / 紙ボビン式 / スリーブ付	1.00kg/巻	2.1巻
控え	控え用ロープ / PE製 / Φ6mm×55m / (15m毎に1カ所)	1.00kg/巻	0.5巻

硬質ステンレス入りポリネット
1.8m+0.3m×50m (7cm目)

- 上部 0.6m ポリエチレン 400d(黒)
- 下部 1.2m SUS304 (WPB)Φ0.26×4本 (青)
- スカート部 0.3m SUS304 (WPB)Φ0.19×4本 (緑)
- ロープ ①PE(強化糸入)Φ8mm ②導きヒモ ③PEΦ4mm

13.0kg

二重交差式



仕 様 書

シカ被害防除単木保護資材(ネットタイプ)

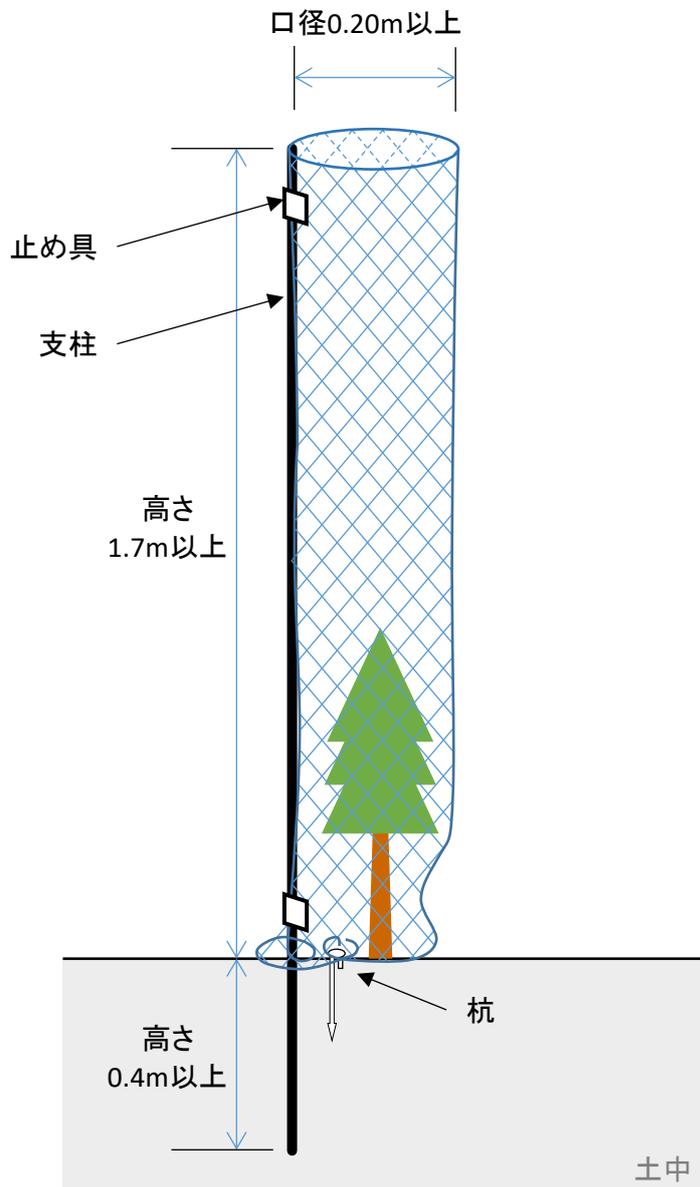
1セット=100本

材質・規格		備考
支柱	材質:FRP [※] 、φ8mm以上、高さ2.1m以上	支柱数:1本以上
止め具	材質:ステンレス又は塩化ビニル [※]	使用する資材の仕様に準ずるものとする。
本体	材質:ポリプロピレン又はポリエチレン [※]	
	目合い:15×20mm以下	
	高さ:1.7m以上、口径:0.20m以上	
杭	材質:ポリプロピレン又は竹 [※]	杭数:1本以上

※もしくは同等の品質・規格を満たすもの。

※植付と同時並行で設置する。

※標準例



特記仕様書 (殺鼠剤散布)

(1) 薬剤の性質

- ① 性状 黒色不整形粒剤（小袋入）
- ② 有効成分 リン化亜鉛 1%
- ③ 安全性 毒物分類 普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）

(2) 薬剤散布の内訳

- ① 散布区域 散布区域は、図面で示してある区域とする。
- ② 散布量 事業内訳書のとおりとする。
- ③ 散布対象 区域内の幼齢植栽木とする。なお、有用樹の幼齢木については必要に応じ対象とすることができる。

(3) 資格要件

事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。

- ① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者
- ② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー
- ③ 緑の安全管理士
- ④ 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）
- ⑤ 樹木医
- ⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者

(4) 作業方法等

- ① 事前に予察調査の結果等を監督職員に確認すること。
- ② 基本的には、使用する薬剤毎に定められた使用方法及び監督職員の指示により作業すること。
- ③ 茎周辺の野鼠の巣穴等に配置（散布）し、1穴あたり5gとする。
- ④ 散布場所、薬剤名、使用量等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定められた「様式U9」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

(5) 実行上の留意事項

- ① 散布直後の降雨または強風時の散布は、本剤の効果を減じるため、散布時は強風・雨天を避け、天候をよく見極めてから散布する。また、散布中に強風や降雨があった場合は、直ちに作業を中止する。
- ② 薬剤の授受は、監督職員立会のもとに厳正に行い、厳重かつ良好な状態で保管しなければならない。
- ③ 崩壊危険箇所、河川、沢等については、両側に10m程度（常時流水のある沢については20m程度）の間は散布しないこと。
- ④ 空箱、空袋は林地内の安全な場所に集積し、監督職員立会のもとに数量を確認し、適正に処分すること。

(6) 安全上の留意事項

- ① 本作業実行に当たっては、安全研修等を実施し、殺鼠剤の特性、事業実行上の注意、散布要領を全作業員に熟知させなければならない。
- ② 作業に当たっては、保護衣類（防護衣、手袋、マスク等）を確実に着用させ、殺鼠剤を素手で触れたり、皮膚に付着しないようにするとともに作業後は、露出部の水洗いを必ず行わせるなど健康管理、災害防止に万全を期すこと。
- ③ 誤って眼に入った場合には、直ちに水洗いし、眼科医の手当を受ける。
- ④ 作業中は、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

(7) その他

- ① 薬剤を請負者が調達する場合は、使用する前に監督職員の確認検査を受けること。
- ② 本事業の作業工程等について調査を行う場合があるので、時間観測等の調査に協力すること。

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無 他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ \quad ※ \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

そ の 他

- 1 CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、静岡県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。
- 2 別紙「国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて」のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

(別紙)

国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
健全な森林づくりのため地拵・植付・下刈・獣害対策を行っています 国土強靱化対策事業

2 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。
これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。